

広島県生活環境の保全等に関する条例の
一部改正に係る新旧対照表

平成24年2月
広島県

目次

○ 広島県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表……………1頁

(平成23年12月26日 広島県条例第51号)

○ 広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表……………5頁

(平成24年1月16日 広島県規則第1号)

広島県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>第二章 生活環境の保全等に関する措置 (自動車使用合理化計画書の作成等)</p> | <p>第二章 生活環境の保全等に関する措置 (自動車使用合理化計画書の作成等)</p> |
| <p>第七十四条 県内の事業所において規則で定める台数以上の自動車(道路運送車両法第三条に規定する普通自動車、小型自動車(二輪の小型自動車を除く。)をいう。以下この条及び第七十四条の二において同じ。)を規則で定める時において使用する事業者(以下この条及び第七十四条の四において「特定事業者」という。)は、規則で定めるところにより、自動車の使用合理化、低公害車等の導入その他の自動車の使用に伴う環境への負荷低減のための事項を定めた計画書(以下「自動車使用合理化計画書」という。)を知事が定める指針(以下「自動車使用合理化指針」という。)に基づき作成し、知事に提出しなければならない。</p> | <p>第七十四条 県内の事業所において規則で定める台数以上の自動車(道路運送車両法第三条に規定する普通自動車及び小型自動車(二輪の小型自動車を除く。)をいう。以下この条において同じ。)を使用する事業者(以下この条において「特定事業者」という。)は、規則で定めるところにより、自動車の使用合理化、低公害車等の導入その他の自動車の使用に伴う環境への負荷低減のための事項を定めた計画書(以下「自動車使用合理化計画書」という。)を作成しなければならない。</p> |
| <p>2 特定事業者は、自動車使用合理化計画書を作成したときは、事業所への備付けによる閲覧その他規則で定める方法により、公表しなければならない。</p> | <p>2 特定事業者は、作成した自動車使用合理化計画書を、事業所への備付けによる閲覧その他規則で定める方法により、公表しなければならない。</p> |
| <p>3 特定事業者は、自動車使用合理化計画書に基づき、環境への負荷の低減に努めなければならない。</p> | <p>3 特定事業者は自動車使用合理化計画書に基づき環境への負荷の低減に努めなければならない。</p> |
| <p>4 知事は、自動車使用合理化指針を策定し、又は改定したときは、その内容を公表するものとする。</p> | <p>4 特定事業者は、自動車使用合理化計画書に基づいて実施した措置等を記載した書面等を、規則で定めるところにより、事業所への備付けによる閲覧その他の方法により、公表しなければならない。</p> |
| <p>(自動車使用合理化実施状況報告書の作成等)</p> | |
| <p>第七十四条の二 前条第一項の規定により自動車使用合理化計画書を提出した者は、規則で定めるところにより、毎年度、当該自動車使用合理化計画書に定めた事項のうち自動車の使用合理化、低公害車等の導入の状況その他規則で定める事項を記載した報告書(以下「自動車使用合理化実施状況報告書」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。</p> | |
| <p>2 前条第二項の規定は、自動車使用合理化実施状況報告書について準用する。</p> | |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(自動車使用合理化計画書等の公表)</p> <p>第七十四条の三 知事は、第七十四条第一項の自動車使用合理化計画書又は前条第一項の自動車使用合理化実施状況報告書の提出を受けたときは、規則で定めるところにより、速やかに当該自動車使用合理化計画書又は当該自動車使用合理化実施状況報告書の概要を公表するものとする。</p> | |
| <p>(勧告)</p> <p>第七十四条の四 知事は、特定事業者が第七十四条第一項の自動車使用合理化計画書又は第七十四条の二第一項の自動車使用合理化実施状況報告書を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれらを提出したときは、当該特定事業者に対し、必要な措置を執るべきことを勧告することができる。</p> | |
| <p>2 知事は、特定事業者が第七十四条第二項（第七十四条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたときは、当該特定事業者に対し、必要な措置を執るべきことを勧告することができる。</p> | |
| <p>第三章 地球温暖化の防止</p> <p>(温室効果ガス削減計画書の作成等)</p> | <p>第三章 地球温暖化の防止</p> <p>(温室効果ガス削減計画書の作成等)</p> |
| <p>第百条 温室効果ガスの排出の量が相当程度多い事業所として規則で定めるものを設置する者（以下この条及び第百一条において「特定事業者」という。）は、規則で定めるところにより、事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況、当該温室効果ガスの排出の抑制に係る措置及び目標その他の地球温暖化の対策に関する事項を定めた計画書（以下「温室効果ガス削減計画書」という。）を、知事が定める指針（以下「温室効果ガス削減指針」という。）に基づき作成し、知事に提出しなければならない。</p> | <p>第百条 温室効果ガスの排出の量が相当程度多い事業所として規則で定めるものを設置する者（以下この条及び次条において「特定事業者」という。）は、規則で定めるところにより、事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況、当該温室効果ガスの排出の抑制に係る措置及び目標その他の地球温暖化の対策に関する事項を定めた計画書（以下「温室効果ガス削減計画書」という。）を、知事が定める指針（以下「温室効果ガス削減指針」という。）に基づき作成し、知事に提出しなければならない。</p> |
| <p>2 特定事業者は、温室効果ガス削減計画書を作成したときは、事業所への備付けによる閲覧その他規則で定める方法により、公表しなければならない。</p> | <p>2 特定事業者は、温室効果ガス削減計画書を作成したときは、事業所への備付けによる閲覧その他規則で定める方法により、公表しなければならない。</p> |
| <p>3 特定事業者は、温室効果ガス削減計画書に基づき、地球温暖化の対策の推進に努めなければならない。</p> | <p>3 特定事業者は、温室効果ガス削減計画書に基づき、地球温暖化の対策の推進に努めなければならない。</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(削除)</p> <p>4 知事は、温室効果ガス削減指針を策定し、又は改定したときは、その内容を公表するものとする。</p> <p>(温室効果ガス削減実施状況報告書の作成等)</p> | <p>4 知事は、必要と認めるときは、特定事業者に対し、温室効果ガス削減計画書に基づいて実施した措置等についての報告を求めることができる。</p> <p>5 知事は、温室効果ガス削減指針を策定し、又は改定したときは、その内容を公表するものとする。</p> |
| <p>第百条の二 前条第一項の規定により温室効果ガス削減計画書を提出した者は、規則で定めるところにより、毎年度、事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況及び当該温室効果ガス削減計画書に定めた事項のうち温室効果ガスの排出の抑制に係る措置の実施の状況その他規則で定める事項を記載した報告書（以下「温室効果ガス削減実施状況報告書」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。</p> | |
| <p>2 前条第二項の規定は、温室効果ガス削減実施状況報告書について準用する。</p> <p>(温室効果ガス削減計画書等の公表)</p> | |
| <p>第百条の三 知事は、第百条第一項の温室効果ガス削減計画書又は前条第一項の温室効果ガス削減実施状況報告書の提出を受けたときは、規則で定めるところにより、速やかに当該温室効果ガス削減計画書又は当該温室効果ガス削減実施状況報告書の概要を公表するものとする。</p> <p>(勧告)</p> | <p>(勧告)</p> |
| <p>第百一条 知事は、特定事業者が第百条第一項の温室効果ガス削減計画書又は第百条の二第一項の温室効果ガス削減実施状況報告書を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれらを提出したときは、当該特定事業者に対し、必要な措置を執るべきことを勧告することができる。</p> | <p>第百一条 知事は、特定事業者が温室効果ガス削減計画書を提出しなかったとき、又は公表しなかったときは、必要な措置を執るべきことを勧告することができる。</p> |
| <p>2 知事は、特定事業者が第百条第二項（第百条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたときは、当該特定事業者に対し、必要な措置を執るべきことを勧告することができる。</p> | |

| 改正後 | 改正前 |
|--|-----|
| <p>(表彰)</p> <p>第百一条の二 知事は、地球温暖化の防止に関する活動に積極的に取り組む事業者、県民又はこれらの者の組織する民間の団体を表彰することができる。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成三十四年四月一日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行前にこの条例による改正前の第百条第一項の規定により提出された事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況、当該温室効果ガスの排出の抑制に係る措置及び目標その他の地球温暖化の対策に関する事項を定めた計画書については、この条例による改正後の第百条の三の規定は、適用しない。</p> | |

広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>○広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則 平成十五年十月七日規則第六十九号</p> | <p>○広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則 平成十五年十月七日規則第六十九号</p> |
| <p>第六節 自動車排出ガス等の削減 (駐車場の規模)</p> | <p>第六節 自動車排出ガス等の削減 (駐車場の規模)</p> |
| <p>第五十三条 条例第七十三条の規則で定める規模は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> | <p>第五十三条 条例第七十三条の規則で定める規模は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> |
| <p>一 自動車(駐車場法(昭和三十二年法律第百六号)第二条第四号に規定する自動車をいう。以下この条において同じ。)の駐車のに供する部分の面積が五百平方メートル以上のもの</p> | <p>一 自動車(駐車場法(昭和三十二年法律第百六号)第二条第四号に規定する自動車をいう。以下この条において同じ。)の駐車のに供する部分の面積が五百平方メートル以上のもの</p> |
| <p>二 自動車の収容能力が四十台以上のもの (自動車使用台数)</p> | <p>二 自動車の収容能力が四十台以上のもの (自動車使用台数)</p> |
| <p>第五十四条 条例第七十四条第一項の規則で定める台数は、五十台とする。</p> | <p>第五十四条 条例第七十四条第一項の規則で定める台数は、五十台とする。</p> |
| <p>2 条例第七十四条第一項の規則で定める時は、同項の規定により自動車使用合理化計画書を提出する日の属する年度(四月一日から翌年三月三十一日までをいう。この条、次条及び第五十七条において同じ。)の前年度の末日とする。</p> | <p>(自動車使用合理化計画書)</p> |
| <p>(自動車使用合理化計画書)</p> | <p>(自動車使用合理化計画書)</p> |
| <p>第五十五条 条例第七十四条第一項の規定による自動車使用合理化計画書は、次に掲げるところにより作成するものとする。</p> | <p>第五十五条 条例第七十四条第一項の規定による自動車使用合理化計画書は、次に掲げるところにより作成するものとする。</p> |
| <p>一 次に掲げる事項について記載するものであること。</p> | <p>一 次に掲げる事項について記載するものであること。</p> |
| <p>イ 事業の概要</p> | <p>イ 自動車の使用合理化及び低公害車等の導入に係る事項</p> |
| <p>ロ 自動車の使用台数</p> | <p>ロ デイゼル車の排出ガス低減装置等の装着に係る事項</p> |
| <p>ハ 自動車の使用合理化及び低公害車等の導入に係る事項</p> | <p>ハ 自動車の適正な点検及び整備の実施に係る事項</p> |
| <p>ニ デイゼル車の排出ガス低減装置等の装着に係る事項</p> | <p>ニ 自動車の燃料使用の低減に資する運転に係る事項</p> |
| <p>ホ 自動車の適正な点検及び整備の実施に係る事項</p> | <p>ホ 自動車使用合理化に資する従業員教育に係る事項</p> |
| <p>ヘ 自動車の燃料使用の低減に資する運転に係る事項</p> | |
| <p>ト 自動車使用合理化に資する従業員教育に係る事項</p> | |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>一 自動車使用合理化計画書の対象期間（以下この条及び第五十七条第一項において「計画期間」という。）は、自動車使用合理化計画書を提出する日の属する年度を初年度とする三箇年度の年次計画として定めること。</p> | <p>一 計画の対象期間は、特定事業者が適切と認める複数年の年次計画として定め、当該計画期間が満了したとき、又は計画の内容を大幅に変更する必要が生じたときは、計画の改定を行うものであること。</p> |
| <p>2 計画期間が満了したとき、又は自動車使用合理化計画書の内容を大幅に変更する必要が生じたときは、自動車使用合理化計画書の改定を行うものとする。</p> | |
| <p>3 自動車使用合理化計画書は、計画期間の初年度の六月三十日までに、別記様式第十八号の二によつて提出するものとする。</p> | |
| <p>4 第二項の規定による改定が行われたときも、前項と同様とする。この場合において、同項中「計画期間の初年度の六月三十日までに」とあるのは、「計画期間が満了したことによる改定の場合にあつては計画期間の最終年度の翌年度の六月三十日までに、自動車使用合理化計画書の内容を大幅に変更する必要が生じたことによる改定の場合にあつては速やかに」とする。</p> | |
| <p>（公表の方法）</p> | <p>（自動車使用合理化計画書の公表の方法）</p> |
| <p>第五十六条 条例第七十四条第二項（条例第七十四条の二第二項の規定において準用する場合を含む。）の規則で定める方法は、インターネットの利用、年次報告書等の書面への掲載その他の特定事業者が適切と認める方法とする。</p> <p>（自動車使用合理化実施状況報告書）</p> | <p>第五十六条 条例第七十四条第二項の規則で定める方法は、インターネットの利用、年次報告書等の書面への掲載その他の特定事業者が適切と認める方法とする。</p> |
| <p>第五十七条 条例第七十四条の二第一項の規定による自動車使用合理化実施状況報告書は、計画期間の各年度の前年度の実績について、当該年度の翌年度の六月三十日までに、別記様式第十八号の三によつて提出するものとする。</p> | |
| <p>2 条例第七十四条の二第一項の規則で定める事項は、第五十五条第一項第一号ニからトまでに規定する事項の実施状況とする。</p> <p>（自動車使用合理化計画書等の公表）</p> | <p>（実施した措置の公表）</p> |
| <p>第五十七条の二 条例第七十四条の三の規定による自動車使用合理化計画書</p> | <p>第五十七条 条例第七十四条第四項の規定による公表は、インターネットの</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>又は自動車使用合理化実施状況報告書の概要の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。</p> | <p>利用、年次報告書等の書面への掲載その他の特定事業者が適切と認める方法により、その前年度分の実績について、毎年六月三十日までに行うこととする。</p> |
| <p>第三章 地球温暖化の防止 (事業所の範囲)</p> | <p>第三章 地球温暖化の防止 (事業所の範囲)</p> |
| <p>第七十三条 条例第百条第一項の規則で定める事業所は、エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第七条の四第二項に規定する第一種エネルギー管理指定工場等及び同法第十七条第二項に規定する第二種エネルギー管理指定工場等とする。</p> | <p>第七十三条 条例第百条第一項の規則で定める事業所は、エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第六条第三項に規定する第一種エネルギー管理指定工場とする。ただし、国及び地方公共団体の設置するものを除く。</p> |
| <p>(温室効果ガス削減計画書)</p> | <p>(温室効果ガス削減計画書)</p> |
| <p>第七十四条 条例第百条第一項の規定による温室効果ガス削減計画書は、次に掲げるところにより作成するものとする。</p> | <p>第七十四条 条例第百条第一項の規定による温室効果ガス削減計画書は、次に掲げるところにより作成し、第一種エネルギー管理指定工場に指定された日から起算して一年以内に、別記様式第二十三号によつて提出するものとする。</p> |
| <p>一 次に掲げる事項について記載するものであること。</p> | <p>一 次に掲げる事項について記載するものであること。</p> |
| <p>イ 事業の概要</p> | <p>イ 事業の概要</p> |
| <p>ロ 温室効果ガス削減計画書の対象期間(以下この条及び第七十五条の二において「計画期間」という。)</p> | <p>ロ 計画期間</p> |
| <p>ハ 温室効果ガス削減計画の基本的な方向</p> | <p>ハ 計画の基本的な方向</p> |
| <p>ニ 温室効果ガスの排出状況</p> | <p>ニ 温室効果ガスの排出状況</p> |
| <p>ホ 温室効果ガスの総排出量に関する数量的な目標</p> | <p>ホ 温室効果ガスの総排出量に関する数量的な目標</p> |
| <p>ヘ 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置及び目標並びに具体的な取組</p> | <p>ヘ 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置及び目標並びに具体的な取組</p> |
| <p>ト 温室効果ガス削減計画の推進並びに実施状況の点検及び評価に関する方法</p> | <p>ト 温室効果ガス削減計画の推進並びに実施状況の点検及び評価に関する方法</p> |
| <p>一 計画期間は、特定事業者が適切と認める複数年の年次計画として定めること。</p> | <p>一 計画の対象期間は、特定事業者が適切と認める複数年の年次計画として定めること。</p> |
| <p>2 計画期間が満了したとき、又は温室効果ガス削減計画書の内容を大幅に変更する必要があるときは、温室効果ガス削減計画書の改定を行うもの</p> | <p>2 計画期間が満了したとき、又は計画の内容を大幅に変更する必要があるときは、計画の改定を行うとともに、速やかに改定後の温室効果ガス削減</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| とする。 | 減計画書を知事に提出するものとする。 |
| <p>3 温室効果ガス削減計画書は、第一種エネルギー管理指定工場等又は第二種エネルギー管理指定工場等に指定された日から起算して一年以内に、別記様式第二十三号によつて提出するものとする。</p> | |
| <p>4 第二項の規定による改定が行われたときも、前項と同様とする。この場合において、同項中「第一種エネルギー管理指定工場等又は第二種エネルギー管理指定工場等に指定された日から起算して一年以内に」とあるのは、「前項の規定による改定後速やかに」とする。</p> <p>(公表の方法)</p> | <p>(公表の方法)</p> |
| <p>第七十五条 条例第百条第二項（条例第百条の二第二項の規定において準用する場合を含む。）の規則で定める方法は、インターネットの利用、年次報告書等の書面への掲載その他の特定事業者が適切と認める方法とする。</p> <p>(温室効果ガス削減実施状況報告書)</p> | <p>第七十五条 条例第百条第二項の規則で定める方法は、インターネットの利用、年次報告書等の書面への掲載その他の特定事業者が適切と認める方法とする。</p> |
| <p>第七十五条の二 条例第百条の二第一項の規定による温室効果ガス削減実施状況報告書は、計画期間の各年度の前年度の実績について、当該年度の翌年度の七月三十一日までに、別記様式第二十三号の二によつて提出するものとする。</p> | |
| <p>2 条例第百条の二第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 温室効果ガスの総排出量に関する数量的な目標の達成状況</p> <p>二 温室効果ガスの排出の抑制に係る具体的な取組の実施状況</p> <p>(温室効果ガス削減計画書等の公表)</p> | |
| <p>第七十五条の三 条例第百条の三の規定による温室効果ガス削減計画書又は温室効果ガス削減実施状況報告書の概要の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。</p> | |
| <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> | |
| <p>1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> | |
| <p>2 この規則の施行の際現に、その事業所が第一種エネルギー管理指定工場等に指定されている特定事業者（国及び地方公共団体が設置するものに限</p> | |

| 改正後 | 改正前 |
|---|-----|
| <p>る。)及び第二種エネルギー管理指定工場等に指定されている特定事業者についての第七十四条第三項の規定の適用については、同項中「第一種エネルギー管理指定工場等又は第二種エネルギー管理指定工場等に指定された日から起算して一年以内」とあるのは、「平成二十五年三月三十一日まで」とする。</p> | |